

一般社団法人 CIW 検査業協会

定 款

平成 21 年 9 月 28 日 制定
平成 22 年 5 月 12 日 改正
令和 5 年 3 月 22 日 改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人 CIW 検査業協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都台東区に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、社団法人 日本溶接協会の CIW 認定検査事業者（以下、検査事業者という。）による相互情報交換、研鑽活動を通じ、業界の啓蒙と認定事業者の地位向上に努め、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 溶接構造物の検査技術の調査、試験及び研究
- (2) 溶接構造物の検査規格・基準の作成及び普及
- (3) 検査技術に関する講演会・講習会の開催
- (4) 検査技術に関する資料の作成・提供
- (5) 検査技術に関する技術の指導・奨励
- (6) その他、前条の目的を達成するため必要な事業

第 2 章 会 員

(種類及び資格)

第 5 条 本会の会員の種別は、正会員、賛助会員及び顧問とし、正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- | | |
|---------|---|
| 2 正 会 員 | 正会員として登録された検査事業者 |
| 3 賛助会員 | 本会の事業を賛助する個人又は団体 |
| 4 顧 問 | 溶接構造物の検査に関する学識経験者又は溶接構造物の検査に関心のある個人で理事会の承認により選任された者 |

(入会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出

し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 正会員にあっては、前項の入会申込書には、検査事業者の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下、本会代表者という。）を定めなければならない。
- 3 本会代表者を変更した場合は、別に定める変更届を代表理事に提出しなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会員資格の喪失）

第9条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

（除名）

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき
 - (2) 本会の定款又は規則に違反したとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 資産及び会計

（資産の構成）

第12条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第13条 本会の資産は、代表理事がこれを管理する。その管理方法は、理事会の議決によりこれを定める。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収支差額の処分)

第15条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業計画並びに収支予算及び事業報告並びに収支決算の報告)

第16条 本会の毎年度の事業計画書及び収支予算書は、当該年度の開始の日から3ヶ月以内に理事会及び総会の承認を受けなければならない。

- 2 本会の毎年度の収支決算書は、事業報告書及び年度末現在の財産目録と共に当該年度終了後3ヶ月以内に、監事の監査を経た上、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

(特別会計)

第17条 本会は、事業の遂行上必要なときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して管理するものとする。
- 3 前々項の特別会計は前条の収支予算及び決算に計上しなければならない。

(公告の方法)

第18条 本会の公告は、主たる事務所前に掲示する方法により行う。

第4章 総 会

(総会)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(開催地)

第20条 総会は、東京都において開催する。

(招集)

第 21 条 総会は、代表理事がこれを招集する。

2 総会は、少なくとも期日の 7 日前までに会議で決議すべき事項を示して、招集しなければならない。

3 第 19 条第 3 項第 2 号又は第 3 号により請求があったときは、代表理事は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(定足数)

第 22 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、代表理事をもってこれにあてる。止むを得ず代表理事が不在となった場合は、あらかじめ理事会において定めた理事がこれを代行する。

(議決権)

第 24 条 各正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議決)

第 25 条 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除いて、出席正会員の過半数をもってこれを決する。

2 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(書面による表決)

第 26 条 止むを得ない理由のために会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決をすることができる。この場合は出席したものとみなす。

(総会に附議すべき事項)

第 27 条 次に掲げる事項は、総会に附議する。

- (1) 当該年度の事業計画
- (2) 当該年度の収支予算
- (3) 前年度の事業報告
- (4) 前年度の収支決算及び収支差額が出た場合の処分方法
- (5) 前年度の監査結果
- (6) 除名に関する事項
- (7) 定款の変更に関する事項
- (8) その他、代表理事の附議した事項

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 正会員の現在数

- (3) 出席した正会員の数及び理事会にあつては、出席役員の氏名
 - (4) 議事の経過の概要
 - (5) 議決事項
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及び出席した正会員のうちから議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

第5章 役員及び職員

(役員の種類及び員数)

第29条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上13名以下
 - (2) 監事 3名以下
- 2 理事のうち1名を一般法人法上の代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、必要に応じ理事のうち若干名を副会長に、また、1名を専務理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第30条 理事及び監事は、正会員の中から総会の議決により選任する。ただし、必要と認められる場合は、1名を限度として、正会員以外の者を理事に選任することができる。
- 2 総会が招集されるまでの間において、理事又は監事の国会代表者の変更及び欠員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 3 代表理事、副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選により選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の変更)

- 第31条 選任された役員を任期途中で変更する場合は同じ検査事業者内で選任し、各種変更届(CIW様式3号)の提出を行い理事会の承認を受けることとする。
- 2 止むを得ず同一の検査事業者内からの選任が困難な場合は、理事会の議決を得た直近の役員選挙で役員選挙規定第10条(当選者の決定)により決定された補欠候補者を繰り上げて選任を行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

(理事の職務権限)

- 第32条 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。
- 2 会長は、本会を統轄し、本会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。

(監事の職務権限)

第 33 条 監事は、理事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 34 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 理事又は監事の国会代表者の変更及び理事又は監事の欠員のために就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員定年)

第 35 条 役員定年は原則として次に定める通りとする。

(1) 理事 76 歳

(2) 監事 76 歳

2 任期中に定年年齢に達した場合は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

(役員解任)

第 36 条 役員解任については、第 10 条の規定を準用する。

(報酬)

第 37 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

(事務局及び職員)

第 38 条 本会は、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 名及び職員若干名を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

4 事務局長及び職員は、理事会の定めた職務に従事する。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 39 条 本会に理事会を置く。

(権限)

第 40 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職

(招集)

第 41 条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(定足数)

第 42 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第 43 条 理事会の議長は、会長をもってこれにあてる。止むを得ず会長が不在となった場合は、あらかじめ理事会において定めた理事がこれを代行する。

(議決)

第 44 条 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除いて、出席理事の過半数をもってこれを決する。ただし、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

2 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(書面による表決)

第 45 条 止むを得ない理由のために会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決をすることができる。この場合は出席したものとみなす。

(書面による議決)

第 46 条 会長は、簡易な事項又は急速を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会に附議すべき事項)

第 47 条 第 25 条に掲げる事項の他、次に掲げる事項は、理事会に附議する。

- (1) 当該年度の事業中間報告
- (2) 当該年度の収支中間報告
- (3) 入退会に関する事項
- (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、次の事項を記した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席役員の氏名
- (3) 議事の経過の概要
- (4) 議決事項

2 理事会の議事録には出席した会長及び出席した監事全員が署名捺印しなければならない。会長が欠席の場合は、会長に代わって議長を代行した理事が署名捺印する。

第7章 委員会

(委員会)

第49条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、委員会を設けることができる。

2 委員会の組織、運営等に関して必要な事項は、理事会の議決をもってこれを定める。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を経て、これを変更することができる。

(解散)

第51条 本会は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第52条 本会の解散の場合の残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

第9章 補 則

(諸規定)

第53条 この定款の施行について必要な諸規定は、理事会の議決により、会長がこれを定める。

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従うものとする。

(設立当初の役員)

第55条 本会の設立当初の会長、副会長、理事及び監事は、次に掲げるものとする。

会 長	逸 見 俊 一
副 会 長	安 藤 純 二
副 会 長	平 川 重 貴
理 事	岩 田 雅 史
理 事	笠 岡 和 昭
理 事	鈴 木 力 雄
理 事	辻 憲 一
理 事	繁 治 和 幸
理 事	末 次 純
理 事	武 内 晃
監 事	村 田 康 彦

(設立時社員の氏名及び住所)

第 56 条 本会の設立時の社員の氏名及び住所は次の通りである。

設立時社員	住 所	
	氏 名	逸 見 俊 一
	住 所	
	名 称	安 藤 純 二
	住 所	
	氏 名	平 川 重 貴

第 10 章 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 16 条の規定にかかわらず設立総会の定めところによる。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第 14 条の規定にかかわらず本会の設立登記の日から、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 4 従来の任意団体である C I W 検査事業者協議会に属した権利義務の一切は、本会が継承する。
- 5 従来の任意団体である C I W 検査事業者協議会の会員である者は、第 6 条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日の本会の会員になったものとみなす。
- 6 従来の任意団体である C I W 検査事業者協議会の諸規則等は、一般社団法人 C I W 検査協会の諸規則として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

以上、一般社団法人 C I W 検査協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 21 年 9 月 28 日

設立時社員 逸 見 俊 一

設立時社員 安 藤 純 二

設立時社員 平 川 重 貴

2023 年 (令和 5 年) 3 月 22 日改正

第 31 条 (役員の変更) と第 35 条 (役員の定年) を追加した。